

要領別紙 9

林野火災予防対策事業

第1 趣旨

林野火災の予防対策の強化又は被害拡大防止のため、市町村が行う林野火災予防関係事業の推進を通じて、森林の整備・保全及び林業の持続的かつ健全な発展を図る。

なお、本事業は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）（以下「国要領」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業内容

国要領の第2に基づき知事が作成する事業構想に基づき実施する、以下の事業とする。

- (1) 航空機による空中巡視、予防資機材の配備
- (2) 防火管理道及び防火帯道の作設、初期消火資機材及び林野火災用消火剤の配備
- (3) 林野火災発生の危険性の高い特定の日に行う火災予防活動及び当該活動のための条件整備

第3 事業主体

事業主体は、関係市町村における林野火災予防のための取組、林野火災予防体制の整備状況等を勘案の上、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たす市町村とする。

- (1) 過去5年間の状況等から林野火災発生の危険度が高いと予想される市町村
- (2) 森林レクリエーション利用の増加、林地開発等に伴う森林と住宅等の近接化等により、林野火災被害の危険性が増大している市町村

第4 事業実施計画の作成等

- 1 林務部長（以下「部長」という。）は、国の交付決定後速やかに、事業実施計画の提出期日を定め、地域振興局長（以下「局長」という。）に通知する。
- 2 局長は、1による通知があった場合は、事業主体に事業実施計画の提出期日を定めて通知する。
- 3 事業主体は、2による通知があった場合は、信州の森林づくり事業（林野火災予防対策事業）実施計画書（以下「実施計画書」という。）（要領別紙9－様式第1号）を作成し、要領別紙9－様式第2号により局長に提出しなければならない。
- 4 局長は、3により提出のあった実施計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙9－様式第3号により承認するとともに、速やかに部長に報告する。

第5 早期着手

- 1 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業に着手することはできない。
ただし、局長に対し実施計画書を提出し、協議のうえ、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手(以下「早期着手」という。)することができる。
 - (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
 - (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
 - (3) 早期着手により事業の増額防止が予想できるとき。
 - (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- 2 事業主体は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書(要領別紙9-様式第4号)を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、2の協議があり、1のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意(要領別紙9-様式第5号)する。
 - (1) 補助金の交付決定前に発生した事故等の責は事業主体が負うこと。
 - (2) 補助対象経費及び補助金額は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。
- 4 局長は、3の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書(要領別紙9-様式第6号)により部長に報告する。
- 5 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、速やかに変更計画書(要領別紙9-様式第7号)を作成し、要領別紙9-様式第8号により局長に提出する。

第6 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 部長は、局長に対し、第4の4の実施計画書のほか、必要に応じて把握した事業量に基づき、予算の範囲内で経費配分を通知する。
- 2 局長は、第4の4の規定により承認した実施計画書に基づき、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き速やかに予算の範囲内で事業主体に補助金の内示(要領別紙9-様式第9号)をする。
- 3 2の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業(林野火災予防対策)補助金交付申請書(要領別紙9-様式第10号)に次の関係書類を添付して局長に提出するものとする。
 - (1) 信州の森林づくり事業(林野火災予防対策事業)実行内訳書(要領別紙9-様式第11号)
 - (2) 信州の森林づくり事業(林野火災予防対策事業)実行経費内訳書(要領別紙9-様式第12号)

(3) 誓約書

(4) その他局長が必要と認める書類

- 4 事業主体は「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（以下「チェックシート」という。）（要領別紙1－様式第40号）を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

- 5 事業主体は、「「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（要領別紙9－様式第35号）を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

- 6 事業主体は、第3項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 7 局長は、3の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定（要領別紙9－様式第14号）をする。

第7 補助金の計算等

補助金額は、補助事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）に、 $1/2$ を乗じた額（百円未満切捨）とする。なお、実行経費に含むことができる額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 航空機による空中巡視、予防資機材の配備

委託料、需用費及び備品・資機材購入費

- (2) 防火管理道及び防火帯道の作設、初期消火資機材及び林野火災用消火剤の配備

需用費、備品・資機材購入費、構築物設置費

- (3) 林野火災発生の危険性の高い特定の日に行う火災予防活動及び当該活動のための条件整備

人件費、技術者給、謝金、賃金、委託料、需用費、役務費、使用料及び賃借料、
備品・資機材購入費

第8 計画および補助金額の変更

1 実施計画の変更

事業主体は、実施計画の遂行に務めるものとし、やむを得ず事業の変更が生じた場合は、次の区分ごとに必要な手続きを第10に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

(1) 重要変更

- ① 実施計画書毎の補助金総額の増又は3割を超える減が生じる場合は予め変更承認申請書（要領別紙9－様式第15号）を局長に提出する。
- ② 局長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、災害その他、申請者の責に帰さない事由によりやむを得ないものと認められ、変更により既配当の変更が生じる場合は、要領別紙9－様式第16号により部長と協議を行う。
- ③ 局長は、前号の協議が同意され、部長から経費配分が通知された場合などは、要領別紙9－様式第17号により変更承認を行う。

(2) 軽微な変更

(1)に該当しない変更が生じるときは速やかに変更報告書（要領別紙9－様式第18号）を提出する。

なお、事業完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、第10に規定する実績報告書によることができる。

(3) 契約報告

- ① 事業主体は、入札等により契約を締結したときは、速やかに契約書（工事請負契約書、委託契約書等）の写を添えて変更報告書（要領別紙9－様式第18号）を局長に提出する。
- ② 事業主体は、設計積算によらない補助金交付申請を行った事業について、実行経費が明らかになった場合は、第7により補助金額を算出し、速やかに実行経費内訳書（要領別紙9－様式第12号）を添えて変更報告書（要領別紙9－様式第18号）を局長に提出する。
- ③ ①又は②により実施計画書毎の補助金総額の増又は3割を超える減をする必要がある場合は、(1)に基づき変更を行う。

(4) 変更内示

局長は、(1)、(2)又は(3)により内示額の変更が必要な場合は、要領別紙9－様式第19号により変更内示をする。

2 補助金の変更

- (1) 実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、当該申請に係る補助

金変更交付申請書（要領別紙9－様式第20号）を局長へ提出する。

- (2) 局長は、前号の申請があったときは、内容を審査の上、補助金の変更交付決定（要領別紙9－様式第21号）をする。
- (3) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額があり、かつその総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、消費税仕入控除税額集計表（要領別紙9－様式第22号）を添付して報告及び申請しなければならない。

第9 事業の中止、廃止、完了期限延長

- 1 事業主体は、事業の中止及び廃止及び完了期限延長（国との協議を要さない完了期限延長は除く。）をしようとするときは、承認申請書（要領別紙9－様式第23号）を、局長を経由して部長に提出する。
- 2 部長は、1により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。
- 3 事業主体は、国に協議を要さない完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙9－様式第23号）を、局長に提出する。
- 4 局長は、3により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認められるときは承認し、速やかに部長に報告（要領別紙9－様式第24号）する。

第10 実績報告書

- 1 事業主体は、事業が完了したときは、信州の森林づくり事業（林野火災予防対策事業）実績報告書（要領別紙9－様式第25号）を局長に提出する。
なお、提出書類および提示書類は別表のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。
- 2 第6の4のただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

第11 実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、事業主体の補助事業執行に係る事務手続き及び出来形について調査を行い、結果を調査調書兼復命書（要領別紙9－様式第26号）に取りまとめるものとする。

第12 補助金の交付及び確定

- 1 補助金の算出
局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成すると共に、補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙9－様式第27号）を作成するものとする。

2 補助金の確定

局長は、申請者に対して規則第13条に規定する確定（要領別紙9－様式第28号）を通知し、補助金を交付するものとする。局長は、確定をした場合は、速やかに部長に報告する。

この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

- (1) 補助金の内訳は、補助金交付明細書（要領別紙9－様式第27号）のとおりであること。
- (2) 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。
- (3) その他局長が必要と認めること。

第13 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（林野火災予防対策事業）補助金交付請求書（要領別紙9－様式第29号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

第14 繰越

- 1 事業主体は、原則として、第6の5の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 事故繰越

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3月31日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

(2) 明許繰越

地方自治法第213条第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

- 2 事業主体は、1の(1)、(2)に掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（林野火災予防対策事業）繰越承認申請書（要領別紙9－様式第30号）を、事業実施年度の1月31日までに局長に提出するものとする。
- 3 局長は、2の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に協議（要領別紙9－様式第31号）するものとする。
- 4 部長は、3の規定による協議があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、同意（要領別紙9－様式第32号）するものとする。
- 5 局長は4の同意があった場合、事業主体に対し、繰越承認（要領別紙9－様式第33

号) するものとする。

- 6 事業主体は、第4四半期において、第13の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除して請求するものとする。

第15 その他

国要領第3の2に規定する年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況等を部長が調査するにあたり、市町村長及び事業主体は協力しなければならない。